

(7) 外国人労働者～高度人材の受入れを促進する

我が国の経済社会の活性化に資する人材を確保する一環として、世界で通用する専門的な知識や技術を有する外国人については、受入れを積極的に促進する。その際、専門的な知識や技術を有する労働者となりうる留学生の就職支援の見直し・拡充の取組を進めていく。

一方、将来の労働力人口の減少をにらんで、外国人労働者の受入れの範囲を拡大すべきとの意見もあるが、労働力需給推計の結果をみると、今後労働力人口は減少していくとはいえその減少速度や今後の政策的努力の効果も考慮すれば、少なくとも当面は労働力供給の大幅な不足は見込まれない。こうした状況を前提とすれば、労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを安易に考えることは適当ではなく、まずもって若者、女性、高齢者といった国内の労働者が活躍できる環境の整備を図る。

現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、業種・職種ごとの労働力需給の状況、本来、当該分野で育成すべき若者の能力向上・機会が阻害されることにならないか、また、受け入れた場合の国民生活に与える影響、受益者による社会的なコスト負担のあり方を勘案する等、総合的な観点から対処する⁴⁵。

特に、いわゆる単純労働者の受入については、景気変動等から必要なくなった等といってすぐに本国に送り返せるものではなく、受入れに当たってはその家族も含めた受入れのための社会全体での準備とコストが必要となることから、引き続き慎重に対応する。

また、日系人労働者の定住化に伴う諸問題に対応し、必要な対策を検討していく。

さらに、入国・在留管理と連携した外国人労働者の就労管理のあり方について確実に検討を行う⁴⁶。

外国人労働者の受入れは、単に「労働力」としての受入れにとどまらず、産業構造や国民生活等、経済社会に大きな影響を与える問題であることはもとより、欧米諸国の例にもみられるように、国の根幹に関わるものであることから、

⁴⁵ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（2005年6月閣議決定）においては、「海外人材を活用するため、高度人材の受入れを促進するとともに、現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、国民生活に与える影響を勘案し総合的な観点から検討する」としている。また、法務省が2005年3月にとりまとめた「第3次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れを推進することとしているが、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していくこととしている。

⁴⁶ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（2005年6月閣議決定）においては、国民の安全・安心の確保の観点から、「外国人の入国後の実態についてチェックする仕組みを検討する。」としている。